

議 第 27 号
令和5年4月27日提出

熊本市部活動改革検討委員会委員の委嘱について

熊本市部活動改革検討委員会委員を別紙のとおり委嘱したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

(提出理由)

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第2条及び第3条並びに熊本市部活動改革検討委員会運営要綱（令和4年9月30日制定）第3条及び第4条の規定により、熊本市部活動改革検討委員会委員を委嘱するため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第12号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市部活動改革検討委員会委員(案)

区分		氏名	所属団体・役職等	備考
1	学識経験者	坂下 玲子	熊本大学大学院教育学研究科教授	
2	弁護士	吉田 賢一	吉田法律事務所長 一般財団法人熊本市文化スポーツ財団理事	
3	市立中学校 体育連盟代表者	田中 省三	熊本市立西山中学校長	新任
4	市立中学校 文化部活動関係代表者	千田 庸介	熊本市立河内中学校長	新任
5	関係団体代表者	富田 眞	熊本市スポーツ協会理事	
6	関係団体代表者	中川 保敬	特定非営利活動法人ひとづくりJAPANネットワーク理事長	
7	関係団体代表者	西島 徹郎	龍田地域なかよしスポーツクラブ会長	
8	関係団体代表者	大賀 恵美	E・LANDスポーツクラブ代表取締役社長	
9	関係団体代表者	平江 純一	富合町文化協会副会長	
10	関係団体代表者	藤川 いずみ	くまもと邦楽会館代表	
11	関係団体代表者	首藤 崇	一般社団法人ロアッソ熊本スポーツクラブ理事	
12	関係団体代表者	竹下 文則	学校法人文徳学園文徳高等学校・文徳中学校長	
13	関係団体代表者	坂本 浩	熊本商工会議所専務理事	
14	保護者代表者	清田 晃子	熊本市PTA協議会常任理事	
15	公募委員	稲田 奈保美	公募委員	
16	公募委員	月足 美幸	公募委員	

【新任委員の任期】 令和5年（2023年）5月1日～令和6年（2024年）3月31日

○熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）

（設置）

第2条 別表に定めるところにより、執行機関及び公営企業管理者の附属機関を置く。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関又は公営企業管理者が別に定める。

別表

5 教育委員会の附属機関

13	熊本市部活動改革検討委員会	市立学校の部活動について、子どもの多様な体験の機会を確保するとともに、持続可能な運営を図るため、必要な事項を審議する。
----	---------------	---

○熊本市部活動改革検討委員会運営要綱（令和4年9月30日制定）

（組織）

第3条 委員会は、20名以内の委員によって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) 市立中学校体育連盟代表者
- (4) 市立中学校文化部活動関係代表者
- (5) 関係団体代表者
- (6) 保護者代表者
- (7) 公募委員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教委規則第6号）

（事務の委任）

第1条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (12) 法令又は条例に基づく委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の委員を任命し、又は委嘱すること。